

静岡文化芸術大学学科長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学文化政策学部及びデザイン学部の各学科長(以下「学科長」という。)の任期及び選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学科長の任期は、2年とする。

2 学科長は、再任されることができる。

3 学科長は、任期満了の後においても、後任の学科長が就任するまでは、その職務を行う。

4 学科長が任期中に欠けたときは、後任学科長を選任するまで、学科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(選任の事由)

第3条 学科長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学科長の任期が満了するとき。

(2) 学科長が辞任したとき。

(3) 学科長が前各号以外の理由で欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 学科長候補者の選考は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

(1) 前条第1号による場合は、任期満了の30日以前に行う。

(2) 前条第2号及び第3号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(選任の基準)

第5条 学科長は、人格、識見ともに優れ、かつ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、学科長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(選考及び任命)

第6条 学部長は、前条に定める学科長の選考基準に従って、当該学科の専任教授の中から学科長候補者を学長に推薦し、学長はこれを選考して理事長に申出を行う。

2 理事長は、前項の申出に基づき学科長を任命し、役員会に報告する。

(委任)

第7条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われる学科長の任命については、第6条及び第7条に規定する選考手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年5月11日から施行する。